

**下水道は設備によって  
所有・維持管理区分が違います。**

**排水設備の維持管理をお願いします。**

排水口から流れた水が通る排水管・宅内ます・最終ますなどの排水設備は、お客さまの所有物であり財産です。維持管理や修繕・工事はお客さまが行うことになっていきますので、定期的に点検を行いましょ。

**公共下水道の場合**

下水道が  
整備されて  
いる家



しくみ	排水設備 (排水口から最終ますまで)	汚水管
所有・維持管理	お客さま (建物の所有者など)	
排水管理		